

○那覇市職員定数条例(抜すい)

〔昭和 47 年 5 月 15 日〕
〔条 例 第 7 4 号〕

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会の事務局の職員 21 人
- (2)～(9) [略]

【参照条文】

地方自治法第 138 条第 3 項～第 8 項(議会の職員)

【改正履歴】

- 昭和 47 年 5 月 15 日 議決(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 74 号・同日施行)
議会事務局の職員定数は、本土復帰前に引き続き「23 人」となった。
- 平成 14 年 3 月 25 日 議決(平成 14 年 3 月 29 日条例第 8 号・4 月 1 日施行)
議会事務局の職員定数は、1 人減により「22 人」となった。
- 平成 17 年 3 月 23 日 議決(平成 17 年 3 月 30 日条例第 12 号・4 月 1 日施行)
議会事務局の職員定数は、1 人減により「21 人」となった。